

知的所有権に関する国際的枠組みとその動向

名和 小太郎

朝日リサーチセンター

① 各国における知的所有権の課題は、その国の経済発展の水準によって異なる。そのために、既存の知的所有権制度は、国際的にみて、かならずしも調和していない。

② 知的所有権制度を通商問題として扱おうとする国々にが出現してきた。これにより、知的所有権に関する国際的な調整手段はW I P OからG A T Tさらには二国間交渉へと移りつつある。

③ 知的所有権を不十分にしか保護しない国と過度に保護する国とがある。前者のばあいには不正商品や海賊商品の横行を許し、後者のばあいには知的所有権制度それ自体が非関税障壁となる。

④ 新技術の発展によって、伝統的な制度になじまない知的所有権が出現してきた。このような権利には、著作権制度が対応しやすい。この制度が比較的未成熟であり、それゆえに柔軟性をもっているからである。

The Trade - Intellectual Property 'Interface'

Kotaro Nawa

Asahi Research Center Co., Ltd.

1-1-1 Uchisaiwai-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 100 Japan

Inadequate and ineffective protection of intellectual property has substantially distorted international trade.

If insufficient protected, counterfeit or pirated goods enter the stream of trade. If excess protected, intellectual property regime plays a role as non tariff barrier.

## 1 國際的な経済環境

現在、世界経済は国際化しつつある。先進諸国の産業活動は国境を越えて拡がりはじめている。このために、新興工業国、発展途上国の経済も、しだいに先進諸国の経済の論理にとりこまれるようになった。それは、工業化の論理である。このような枠組みでみると、工業製品の生産と貿易について、世界各国を表1のように分類できよう。

表1	国内生産	輸入	輸出
発展途上国	なし	あり	なし
	あり	なし	なし
新興工業国	あり	なし	あり
先進国	あり	あり	あり

ここで各国の貿易政策をみると、先進国、新興工業国、発展途上国をとわず、はっきりしているのは、国内生産にたいする保護主義、輸出にたいする自由化への意思である。したがって国際間の通商摩擦は、主として新興工業国vs先進国、および先進国vs先進国のあいだで生じることとなる。

つぎに、各国が生産する工業製品についてみると、これもその国の産業化のレベルによって、表2のようにさまざまである。

表2	一般日用品	技術集積型製品	情報集積型製品
発展途上国	あり	なし	なし
新興工業国	あり	なし→あり	なし→あり
先進国	あり→なし	あり	あり

それぞれの工業製品が具体的にどのような権利によって保護されるのかを例示すると、表3のようになる。

表3	一般日用品	技術集積型製品	情報集積型製品
商標権・意匠権	あり	あり	なし
特許権	あり	あり	あり（例外的）
著作権	なし	あり（例外的）	あり

表2、表3において、一般日用品とはたとえば玩具、技術集積型製品とはたとえばテレビ、情報集積型製品とはたとえばビデオソフトを指す。また、権利の内容については2項に示す。

## 2 知的所有権制度の枠組み

### 2. 1 全般的枠組み

知的所有権制度は、私人が創造した知的財産について、公表と引き替えに独占を保証する仕組みである。それは知的財産の種類によって、表4のように分類される。表4には、それぞれの特徴もあわせて示す。

表4	商標権・意匠権	特許権	著作権
権利の対象	表現	アイデア	表現
権利の範囲	特定	特定	あいまい
権利化の要件	確定	確定（厳格）	あいまい
権利の登録	必要	必要（洗練）	不要
紛争処理の制度	あり	あり	なし
権利の排他権	絶対的	絶対的	相対的
保護の国際性	出願国のみ	出願国のみ	条約加盟国全部

なお、著作権においても権利化のために登録を必要とする国がある。このような制度を方式主義といい、そうでない制度を無方式主義という。

表4において特許権と著作権を、国際貿易とのかかわりで比較したばあい、注目すべき点が2つある。

① 著作権のほうが、制度としては未成熟である。したがって柔軟性をもつ（つまり無理がきく）。

② 著作権は国際間に障壁がない。したがって、貿易の自由化をのぞむ国に有効なシステムとなる。一方、特許権には国の主権が強く及ぶ。したがって、保護主義をのぞむ国に有効なシステムとなる。

以下、この2点について詳述する。

### 2. 2 制度の成熟性

制度の成熟性については、つきのような2つの視点がある。

- ① 権利の対象がどれほど確定しているか
- ② 紛争処理システムがどのように整備されているか

### (1) 権利の対象

特許権は登録によってはじめて権利が発生する。したがって、権利は完全情報市場のなかに置かれる。つまり、だれもがコストなしにその情報にアクセスできる。

一方、著作権のほうは登録を権利発生の要件としない。したがって、権利は不完全情報市場のなかに置かれる。

### (2) 権利の範囲

一般に、情報の集積は、

$$[A \text{ の知的活動の総体}] = [A \text{ の先行者 (複数) の知的業績}] \\ + [A \text{ の知的業績}]$$

という形でおこなわれる。したがって、知的所有権の要点は、右辺の〔Aの先行者（複数）の知的業績〕と〔Aの知的業績〕とを、どう切り分けるか、ということに帰着する。特許権と著作権とは、この式の解釈を異にしている。

#### ① 特許権の場合

特許権においては、上式において〔Aの知的業績〕のみに注目する。これのみをAは登録するわけである。この登録は「特許請求の範囲」として制度的に確定されている。このときに〔Aの先行者（複数）の知的業績〕ははじめから排除される。

#### ② 著作権のばあい

著作権においては、登録制度がないので、現実に存在するものは上式における〔Aの知的活動の総体〕のみということになる。したがって、ここでは〔Aの先行者（複数）の知的業績〕と〔Aの知的業績〕とのあいだに権利の取り合いが発生する。もし、

〔Aの先行者（複数）の知的業績〕 > 〔Aの知的業績〕  
であれば、〔Aの知的活動の総体〕は複製ということになり、ここに権利は発生しない。しかし、

〔Aの先行者（複数）の知的業績〕 < 〔Aの知的業績〕  
であれば、〔Aの知的活動の総体〕はすべてAの権利の対象ということになる。このとき〔Aの先行者（複数）の知的業績〕はAによる正当な引用ということになり、その権利は無視される。

### (3) 紛争処理システム

特許権については専用のシステムが整備されている。紛争処理の事例（判例）も多い。

著作権については専用のシステムがない（裁判所のみ）。また、紛争処理の事例が少ない。

## 2.3 制度の国際性

知的所有権を国際的に調和させるシステム（条約と機関）は1つではない。これを表5に示す。

表 5

	国際条約	国際機関	備考
特許権	パリ条約	W I P O	
著作権	ベルヌ条約	W I P O	無方式主義国間
	万国著作権条約	U N E S C O	方式主義国～無方式主義国間

ここで注意すべきは、特許権と著作権の国際的な枠組みの相違である。いま、A国とB国をいずれも条約加盟国としたばあい、つきのようになる。

特許権については、A国は、B国人から特許の登録があれば、A国民とおなじ条件で権利を与えるということである。

著作権についてはこれと異なる。A国は、B国人およびB国で発行された著作物にたいしても無条件で権利を与える、ということである。これはベルヌ条約、万国著作権条約をとわない。したがって著作権は非関税障壁にはなりにくい。

### 3 知的所有権をめぐる国際関係

#### 3. 1 全般的状況

現在、国際間に生じている知的所有権紛争は、新興工業国～先進国間および先進国（米国）～先進国（米国以外の国）間で生じている。その内容は、表6のようなものである。

表 6

	一般日用品	技術集積型製品	情報集積型製品
① 先進国～新興国	商標・意匠盗用	② 特許制度の障壁化	③ 無断複製
先進国～先進国		② 特許制度の障壁化	④ 著作権制度不整合

① いわゆる不正商品に関するものである。ここでは、不正商品の国際市場への拡散が問題となる。

② 劣位に落ちた国内産業を保護するために特許権を非関税障壁として利用する。

③ いわゆるコピー製品が問題となる。これもコピー製品の国際市場への拡散が問題となる。

④ 著作権制度には、あいまいな点がある（2項）。したがって、国際的に整合しているとはかならずしもないえない。このために国際間で理解に食い違いが生じる。

#### 3. 2 米国の立場

世界貿易の中心となる米国が知的所有権制度全般のあり方について、強い影響力をもっている。

### (1) 経済的環境

米国の国際的なポジションはつぎのとおりである。

- ① 国際的な技術的優越性を維持しなければならない。
- ② 世界貿易における輸出入のインバランスを減少させなければならない。

### (2) 制度的環境

ここで、注意すべきは著作権制度における米国の立場である。米国は無方式主義の国であるために、万国著作権条約に加盟している。しかし、U N E S C O から脱退しているので（その南寄りの政治的偏向に反対して）、万国著作権条約加盟国のなかでリーダーシップをとりにくい。さらに、ベルヌ条約には自国の制度上の不整合によって参加できないでいる。つまり、既存の国際的枠組みのなかでは、影響力を發揮できない。

### (3) 政策

このような環境下において、米国のとる方策はつぎのようになる。

- ① 米国が優位にある製品の輸出をバックアップするために、貿易相手国へ米国並の制度づくりを要求する。ここでは著作権が道具となる。
- ② 米国が劣位にある製品の輸入制限をするために、米国の制度を非関税障壁にする。とくに、I T C による過度にして差別的な権利行使措置がある。ここでは特許権を道具としている。

### (4) 国際交渉の場

米国は、その政策を実現するための国際交渉の場を既存のW I P O 以外に求めざるをえない。そのため、

- ① G A T T における多国間交渉
- ② 二国間交渉

を選択している。

G A T T における米国の立場は、W I P O は知的所有権の規範づくりの機関としての機能は不十分であり、執行機関としての役割はまったくない、このW I P O に欠けた役割をG A T T にさせよう、というものである。

とくに、知的所有権に関する既存の国際条約には、国際的な紛争処理システムが欠けている、ということがある。これをG A T T に任せられないか、ということである。

G A T T は本来、通商上のルールを扱う機関である。したがって、知的所有権の問題をG A T T に移すということは、これを通商上の論理で律しよう、ということになる。通商上の論理とは、つまり強者の論理ということである。

ただし、G A T T における論議には新興工業国の反対が強く、その進行は米国の思惑どおりには進まない。したがって米国は、G A T T における論議と並行して、二国間交渉によって個別的に問題の解決をはかりはじめた。ここでは、米国はモノの貿易における優遇措置と引き替えに、相手国へ知的所有権制度の確立を求めつつある。

### 3. 3 新興工業国の立場

振興工業国の立場は、国内産業の保護、輸出の振興にある。この目的を実現する範囲で、新興工業国は知的所有権制度の整備をはかることとなる。つまり一方では、海外技術の導入をはかるだけの高さの制度を作り、他方では、海外技術への依存を抑止しうるような低さの制度を作ることである。

このために新興工業国における知的所有権制度は、とかく名目化しがちである。たとえば、つきのような理由がある。

① 規範が不完全である。つまり、制度の未整備（例、保護期間が短い、薬品・新技術の保護制度がない）、外国人への差別（例、非居住者の登録を認めない）などが多い。

② 執行が不完全である。つまり、組織の未整備（例、要員の質・数が劣る）、手続きの煩雑さ（例、外国への登録を義務づける）、強制許諾の濫用などが多い。

③ 住民の意識に知的所有権保護の発想がない。侵害が日常化し、しかもその追及が困難である。

### 3. 4 米国以外の先進国

基本的には、米国と立場を同じくする。ただし、

① 米国の特許権における過度の保護措置には反対する

② 新興工業国における不十分な保護措置について問題の指摘はするが、これに米国流の報復措置をとるということまではしない  
という点で異なる。日本も、この立場である。

## 4 制度の拡張

### 4. 1 新たな権利への要求

#### (1) 新しい知的製品の出現

技術発展の結果、既存の知的所有権制度の条件には合致しないが（データにすぎないもの、天然物にすぎないものなど）、产出に高コストを要する知的製品が出現してきた。これらにたいして権利化の発想が具体化しつつある。

たとえば、コンピュータ・プログラム、通信プロトコル、データベース、半導体回路レイアウト、ランドサットによる地表写真、コンピュータ・グラフィックス、D N A配列、植物新品種などがある。

#### (2) 公的情報の私有化

既存の知的所有権制度では公的領域にあるとされるものでも、その产出に高コストを要するものが出現してきた。ここでも権利化の要求がでてきた。

たとえば、通信プロトコル、O S インタフェースのトレード・シークレットから線形計画法にいたるまで、権利化が試みられている。

#### (3) 私的使用の制限

著作権制度ではコピーの私的使用は認められている。この消費者の権利は技術発展の成果で拡大しつつある。だが、それを事業者側に移そうとする考え方が出現してきた。

たとえば、ハードウェア自体の機能を制限しようとするもの（例、D A T）、

製品の流通を制限しようとするもの（例、データベースのダウンローディング）などがある。

#### 4. 2 既存制度の拡張

このような知的製品の権利を保護することは、既存の制度では不十分である。そこで、新規な制度の制定か既存制度の拡張が、必要となる。ここでは、米国企業の行動が顕著である。米国政府は、この企業行動をバックアップしている。

##### (1) 著作権の拡張

この点、著作権は拡張しやすい。それは、この制度が未成熟つまり柔軟であり、かつ国際間の障壁がない、ということによるからである（2. 1項）。

著作権制度の拡張は、その保護対象を表現のみにとどめず、アイデアに遡行するような方向でなされつつある。たとえば、コンピュータ・プログラムにおけるSSOの理論。

##### (2) 国内制度の国際化

つぎは、国内制度を国際的に強制することがある。米国は、これをトレード・シークレット制度の国際化ということで推進している。

トレード・シークレットということになれば、既存の知的所有権制度から外れた権利（ノウハウ、アルゴリズム、規約、データなど）を保護できるようになる。